

《令和5年度 安全就業基本方針》

- ①就業前のKY（危険予知）活動を実践し、「安全はすべてに優先する」の基本理念のもと安全就業に努め、事故ゼロを目指す。
- ②県シ連「安全標語の募集」への積極的参加と、6月、8月、12月に「安全ニュース」を発行し、安全意識の醸成と共有を図る。
- ③ガソリンは携行缶のみで使用・持込みできるものとし、混合容器を含むペットボトル等の現場（車両内も含む）への持込みを厳禁する。
- ④**事故の多い草刈りを対象とした安全パトロールを6月に実施し、安全作業の意識向上と事故の削減を図る。**
- ⑤脚立、梯子の使用時にはもちろん、枝切りにおけるヘルメット、安全帯の使用を徹底する。
- ⑥就業場所に「のぼり旗」を設置し、外部からの目と会員の意識の両面から安全就業を図る。
- ⑦令和4年4月から義務付けられた「自転車への保険加入」（秋田県条例）に伴う、未加入会員の根絶。
- ⑧**改正道路交通法の施行により、4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたことに伴う着用の励行と周知。**
- ⑨安全就業基準を遵守しない会員については、就業を中止または停止する。



令和4年度 事故発生状況

日時	性別	事故の状況	保険金額
5/21 (土) 11:30	男 68 歳	第4庁舎跡地を草刈り作業中、碎石を飛散させて向かい側の楽器店入口のガラスを破損させた。使用を制限していたナイロンコードカッターを使用していた。	40,050円
8/23 (火) 11:00	男 73 歳	敷地内を草刈作業中、小石のようなものを飛散させて隣接駐車場にあった車の助手席側後部窓ガラス破損及びその周辺のボディに凹み傷3か所を付けた。	124,089円
9/10 (土) 14:00	男 82 歳	敷地内の草刈り作業中、地中から出ている配線、配線カバー各1箇所を切断する。	79,100円
9/12 (水) 7:50	男 72 歳	向ヶ丘駐車場へ刈り草集めに行く際、当センター裏駐車場からレンタルした2tダンプを出庫させ道路を曲がり切れなかったためバックした。その際、後ろにいた会員の自家用車前部に追突した。免責は20万円である。2tダンプに損傷は無かった。	保険対象外 会員負担 20,000円 センター負担 180,000円
11/10 (木) 11:30	男 74 歳	大瀬駐車場の刈草を積み込んだ軽トラックに、当センター裏にある枝葉等ごみ袋を積み込み、方向転換しようとしてバックした際、当センター職員の自家用車に追突した。	会員負担 74,950円

安全ニュース

NO. 10
令和5年5月

公益社団法人
能代市シルバー人材センター
安全推進委員会



秋田県自転車条例

(秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例)

自転車は車のなかまです。

交通ルールを守って安全に利用しましょう。

自転車安全利用五則を守りましょう！

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

※標識で通行可能となっている場合等は歩道を通行できます。
車道寄りをすぐに止まれる速度で通行しましょう。

- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- ③ 夜間はライトを点灯

- ④ 飲酒運転は禁止

- ⑤ ヘルメットを着用



ながら運転や並進も禁止です。

4月15日は「自転車安全確認の日」
毎月15日は「自転車利用マナーアップの日」



©2015 秋田県んだっチ

定期的な自転車の点検・整備に努めましょう！

- 乗車前の点検 (ブレーキ・ハンドル・ライト・タイヤの空気圧等の確認)
- 整備士による点検・整備

道路交通法が改正され、**すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化**されました。(令和5年4月1日～)
事故による死者の多くは頭部の損傷が原因です。被害軽減のために着用しましょう！

自転車損害賠償責任保険等への加入は義務です！

(令和4年4月1日～) 詳しくは裏面をご確認ください。